

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	那覇市立学校施設（開放施設）の利用許可
根拠法令及び条項	那覇市立学校施設の開放に関する規則第5条及び第6条
<p>審 査 基 準</p>	
<p>那覇市立学校施設の開放に関する規則                      (利用の申請及び許可)                      第5条 開放施設の利用許可は、運営委員会に対して与えるものとする。                      (利用の制限)                      第6条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開放施設の利用を許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</li> <li>(2) 建物又は附属設備を破損するおそれがあるとき。</li> <li>(3) 営利を目的とした利用と認めるとき。</li> <li>(4) 施設の管理上支障があると認めるとき。</li> <li>(5) その他教育長が利用を不相当と認めるとき。</li> </ol>	
標準処理期間	7日～14日程度
所管部署	生涯学習部                      生涯学習課（098-917-3502）
更新日	平成27年4月1日